

二戸保健所長告示第2号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の19第3項の規定により、指定介護予防居宅サービス事業者が指定介護予防居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年8月1日

二戸保健所長 田名場 善 明

1 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311310197	二戸市国民健康保険御返地診療所	二戸市似鳥字加沢5番地4	平成20年3月31日

2 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311310197	二戸市国民健康保険御返地診療所	二戸市似鳥字加沢5番地4	平成20年3月31日

3 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311310197	二戸市国民健康保険御返地診療所	二戸市似鳥字加沢5番地4	平成20年3月31日